

令和8年4月1日

尾道市建設部契約課

入札・契約制度の見直しについて（お知らせ）

次のとおり入札制度の見直しを行いますのでお知らせします。
なお、今回の見直しは法改正等に伴う入札制度の見直しです。
ご不明な点がございましたら、お手数ですが契約課へお問い合わせください。

見直し項目

- 1 建設工事における前払金の使途拡大について
- 2 指名競争入札の再度入札における1者応札の取扱いについて
- 3 測量・建設コンサルタント等業務に係る管理技術者の緩和について
- 4 建設業退職金共済制度の適正な履行に係る取扱いについて
- 5 建設工事請負契約約款の改正について
- 6 入札参加資格認定通知書の送付による通知を入札参加資格者名簿の公表により通知に代えることについて

問い合わせ先 建設部契約課契約係 TEL 0848-38-9282

1 建設工事における前払金の使途拡大について

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）により時限的な特例措置として工事に係る前払金の使途の範囲が拡大されました。この特例措置が令和7年度から恒久化されたことを受けて、本市においても前払金の支払いを通じた早期の事業進捗等を図るため、前払金の使途の範囲を拡大します。

○見直しの内容

【適用対象】

令和8年4月1日以降に新たに請負契約を締結する工事の前払金の使途範囲を拡大します。なお、令和8年3月31日までに請負契約を締結している工事で、令和8年4月1日以降に支払いが行われる前払金があるものは、発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約を変更し、特例措置として使途範囲の拡大を行います。

【使途拡大の内容】

使途拡大の適用により、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払いに前払金を充当することができます。

ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金は除きます。

2 指名競争入札の再度入札における1者応札の取扱いについて

指名競争入札における1者応札の取扱いは、一定の資格を有する不特定多数の希望者の参加を募る一般競争入札と異なり、十分な競争性が確保されているとはいえないとして再度入札においても入札を中止していましたが、適正な競争性を確保しつつ、円滑な事業の執行を図るため、電子入札による建設工事（建設工事に係る調査、測量又は設計業務及び工事に類する業務委託を含む。）に係る指名競争入札の再度入札時においては1者応札であっても入札を続行する取扱いに変更します。

○見直しの内容

初回の入札において複数の者が入札に参加しても予定価格超過により落札者が決定しない場合で、同日に執行する2回目（再度入札）の入札において応札者が1者となったときは、入札を続行します。

初回の入札において辞退等により応札者が1者となった場合は、これまでどおり入札を中止します。

○実施時期

令和8年4月1日以降に指名通知を行う案件に適用します。

3 測量・建設コンサルタント等業務に係る管理技術者の緩和について

測量・建設コンサルタント等業務（以下、「コンサル等業務」といいます。）の円滑な執行のため、管理技術者の兼務制限を緩和します。

○見直しの内容

現行では、請負金額が3,500万円以上のコンサル等業務の管理技術者は、原則専任配置を求めています。4,500万円未満まで兼務を認めることとします。

ただし、請負金額が4,500万円未満であっても業務内容により専任が必要と認める場合は、特記仕様書にその旨を記載し、専任を求める場合があります。

区 分	請負金額	
	見直し前	見直し後
専 任	<u>3,500万円以上</u>	<u>4,500万円以上</u>
当該業務を含めて 最大5件まで	500万円以上 <u>3,500万円未満</u>	500万円以上 <u>4,500万円未満</u>
兼務制限なし	500万円未満	500万円未満

○実施時期

令和8年4月1日以降に公告する案件から適用します。

4 建設業退職金共済制度の関係書類の取扱いについて

本市発注工事における建設業退職金共済制度の適正な履行の確保のため、関係書類の取扱いを見直します。

○見直しの内容

現状、請負代金額が300万円以上の工事について、共済証紙の購入状況等について工事完成時までに書面での報告を求めています。今後は以下の取扱いに改めます。

- (1) 掛金収納書購入時に証紙貼付方式を選択した場合は「建設業退職金共済制度共済証紙購入状況報告書」提出時に「当該工事における共済証紙購入の考え方」への記載を必須とします。

- (2) 工事完了までとしている提出期限を原則、電子申請方式は契約締結後40日以内、証紙貼付方式は契約締結後1ヶ月以内に改めます。
- (3) 工事完成時に「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」の提出を必須とします。

○実施時期

令和8年4月1日以降に発注する案件から適用します。

5 建設工事請負契約約款の改正について

令和7年12月2日付国土交通省中建審第2号により、公共工事標準請負契約約款の改正が勧告されたことを踏まえ、必要な見直しを行います。

○見直しの内容

①他機関が発注した工事との調整規定の創設（約款第2条関係）

受注者の施工する工事と他機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他機関との調整を行うこととします。

②請負代金内訳書に明示する項目の追加（約款第3条関係）

建設業法第20条第1項が改正され、材料費、労務費及び労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費の内訳を明示した見積書を作成するよう努力義務が規定されたことを踏まえ、負代金内訳書に明示する項目を追加します。

【追加項目】

材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費

③協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設（約款第23条、第24条、第25条関係）

契約変更における協議や紛争処理手続の利用に関する受注者の懸念の解消を図り、対等なパートナーシップに基づく受発注者間の適切かつ円滑な協議を促進するために、請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないことを明確化します。

○実施時期

令和8年4月1日以降に発注する案件から適用します。

6 入札参加資格認定通知書の送付による通知を入札参加資格者名簿の公表により通知に代えることについて

入札参加資格の認定については、入札参加資格認定通知書を郵送してお知らせしていますが、令和9・10年度建設工事等入札参加資格審査申請分から本市ホームページ上に建設工事等入札参加資格者名簿を公表することで認定通知に代えることとし、入札参加資格認定通知書の送付は行いません。

認定通知書の送付を希望される方については、切手を貼付した返信用封筒を添えてお申し込みください。認定後に認定通知書を作成して郵送します。

○実施時期

令和8年11月に受付開始予定の令和9・10年度建設工事等入札参加資格審査申請分から適用します。認定日は令和9年4月1日を予定しています。

契約課からのお知らせ

○受領確認書の提出について

指名通知の確認状況を、電子入札システムの受領確認により判断しますので、指名通知書を受け取った場合は、指名通知書の確認と併せて、電子入札システム（調達案件一覧）より、受領確認書の提出を必ず行ってください。

また、入札辞退をする場合でも、受領確認書を提出した上で辞退の処理をお願いします。

○開札結果の確認について

開札の結果、再入札となる場合もありますので、結果を必ず確認してください。

入札回数は最大2回（再度入札1回）です。

再入札となった場合の締切予定時間は、原則として同日の13時30分ですが、実際の入札締切時刻は「再入札通知書」をご確認ください。

○仕様書閲覧時のパスワード照会について

パスワード照会メール(nyuusatsu@city.onomichi.hiroshima.jp)を送信後、1時間程度経過しても返信メールが届かない場合は、契約課まで電話連絡をお願いします。

なお、定時時間外（17時15分以降）に到達したメールは、翌日の返送になる場合があります。お急ぎの場合は、メール送信後に電話連絡をお願いします。

○各種申請等様式について

尾道市ホームページの更新日を確認の上、最新の様式をご利用ください。

○建築コンサル等業務委託契約における重要事項説明について

建築士法に基づく建築コンサル等業務委託契約者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ重要事項説明を行う必要があります。

○入札公告（一般競争入札）について

一般競争入札に付す案件がある場合は、原則、火曜日の9時に市ホームページに入札公告を掲載しますので、ご確認をお願いします。※指名競争入札と異なりメール等の通知はありません。

○随意契約に係る電子入札について

電子入札システムを利用した見積依頼通知書発行日の翌開庁日が見積提出意思確認日（9時から16時）となります。電子入札システムにより見積提出意思の「有・無」について、提出意思確認書の提出を必ず行ってください。